鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年３月19日

鹿屋市長　郷原　拓男

鹿屋市規則第15号

令和８年３月19日　決裁

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第２号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第14条第５項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第４条第１項中「提示」の次に「又は第17条第１項第２号若しくは第３号に規定する職員たる要件を具備していること若しくは第18条に規定する駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第５条第２号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第三に定める」に改める。

第６条の見出し中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、同条第１項中「交通機関等」を「普通交通機関等（条例第14条第３項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）」に改める。

第７条第１項中「次項において」を「次項及び第10条第２号において」に改め、同項第１号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、同号ア中「第14条第５項」を「第14条第９項」に改め、同項第２号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「平均１か月当たりの通勤所要回数」を「１か月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同項第３号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、同条第２項中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改める。

第９条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第９条　条例第14条第２項第２号の規則で定める支給単位期間当たりの通勤回数を考慮する職員及び同号に定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1)　１週間当たりの平均通勤回数が４回である職員　100分の20

(2)　１週間当たりの平均通勤回数が３回である職員　100分の40

(3)　１週間当たりの平均通勤回数が２回である職員　100分の60

(4)　１週間当たりの平均通勤回数が２回である職員　100分の80

第10条第１号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、「（同項第１号に規定する１箇月当たりの運賃等相当額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第２号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第２号中「１箇月当たりの運賃等相当額（２以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が２以上ある場合においては」に、「「１箇月当たりの運賃等相当額等」」を「「１か月当たりの運賃等相当額等」」に、「同条第２項第２号に定める額」を「同条第２項第２号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に同条第５項第１号に定める額を加算した額）」に、「同項第１号」を「同条第２項第１号」に改め、同条第３号中「１箇月」を「１か月」に、「同条第２項第２号に定める額」を「同条第２項第２号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第５項第１号に定める額を加算した額）」に、「同項第２号」を「同条第２項第２号」に改める。

第20条を第29条とし、第19条から第17条までを１条ずつ繰り下げる。

第16条第１項中「第13条第１項」を「第22条第１項」に改め、同条第２項中「であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき」を削り、同条を第25条とする。

第15条第１項中「第14条第８項」を「第14条第９項」に改め、同項各号列記以外の部分中「交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同項第１号中「交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に改め、同号ア中「最も」を「それぞれ最も」に改め、「する期間」の次に「。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間」を加え、同項第２号中「認

められる交通機関等」を「認められる普通交通機関等若しくは新幹線鉄道等」に、「定める交通機関等」を「定める普通交通機関等」に改め、同条第２項中「交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「旅行をすること」の次に「、勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること」を加え、「生ずることが同号」を「生ずることが前項第１号」に、「前項の規定にかかわらず」を「同項の規定にかかわらず」に改め、同条を第24条とする。

第14条第１項中「第14条第７項」を「第14条第８項」に改め、同項第２号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第２項中「交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条第７項」を「条例第14条第８項」に改め、同項第１号中「１か月当たりの運賃等相当額等（第10条第１号に掲げる職員にあっては、１か月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第２項第２号に定める額（自動車その他の交通用具の使用距離が２キロメートル以上のものに限る。）の合計額。以下この項において同じ。）」を「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」に改め、同号ア中「交通機関等」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等」に、「１か月当たりの運賃等相当額等」を「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「定期券の運賃等」を「定期券の運賃等及び　特別料金等」に改め、同項第２号中「１か月当たりの運賃等相当額等」を「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」に改め、同号ア中「及びウ」を削り、「から支給単位期間」を「から支給単位期間等」に、「交通機関等」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等」に、「払戻金相当額」の次に「の合計額並びに市長が定める額の合計額」を加え、同号中イを削り、ウをイとし、同条第３項中「第14条第７項」を「第14条第８項」に改め、同条を第23条とする。

第13条第１項中「の者」を「その者」に、「、同項」を「同項」に、「、その事実」を「その事実」に改め、同条を第22条とする。

第12条第１項中「第４項各号に掲げる」を「第４項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第17条」を「、第23条第２項第２号及び第26条」に、「第３条に規定する」を「第２条に規定する」に改め、同条第２項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が鹿屋市の休日を定める条例（平成18年

鹿屋市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第４項を次のように改める。

４　条例第14条第７項の規則で定める通勤手当は、１か月当たりの運賃等相当額等（第10条第３号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第14条第２項第２号に定める額（第10条第２号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）及び条例第14条第５項第１号に定める額の合計額（第23条第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第14条第７項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第12条を第21条とし、第11条の次に次の９条を加える。

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第12条　条例第14条第３項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第13条　条例第14条第３項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　条例第14条第３項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、

新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前２号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第14条　新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２　第６条第２項の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

３　第７条（第１項第３号を除く。）の規定は、条例第14条第３項第１号に規定する特別料金等相当額（第21条第４項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第７条第１項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第１号及び第２号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第２号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第２項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第15条　条例第14条第４項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　条例第14条第４項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新

幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前２号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（権衡職員等の範囲）

第16条　条例第14条第４項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（国家公務員、他の地方公共団体の職員等であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者（次号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第17条　条例第14条第４項の同条第３項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育するため、

職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(3) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

(4) その他条例第14条第３項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員

２　前項第１号において「特定住居」とは、同項第１号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　前項第１号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道

等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(駐車場等の要件)

第18条　条例第14条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

(3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2　前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第19条　条例第14条第5項の規則で定める職員は、第10条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第20条　条例第14条第5項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

(1) 1か所の駐車場等を利用する場合　次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額

イ　駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が

２以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ　ア及びイに掲げる場合以外の場合　市長が定める額

(2)　２か所以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

別表中「30キロメートル以上」を「30キロメートル以上35キロメートル未満」に改め、同表に次のように加える。

35キロメートル以上40キロメートル未満	26,100円
40キロメートル以上45キロメートル未満	28,800円
45キロメートル以上50キロメートル未満	31,500円
50キロメートル以上55キロメートル未満	34,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	36,500円
60キロメートル以上65キロメートル未満	39,000円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

別記第１号様式及び別記第２号様式を次のように改める。

別記

第１号様式（第３条関係）

通　　　　　勤　　　　　届

年　　月　　日提出

任命権者 様		勤務公署名	
		所　在　地	
職　　名		氏　　名	
住　　居			

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則第３条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

届出の理由

□１　新規（□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合）

□２　住居の変更（転居日の通勤　□有　□無）

□３　通勤経路、方法又は駐車場等の変更等

□４　運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更

□５　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　直前の届出の区間と同一の区間がある
（該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）

届出の理由が生じた日　　　　年　　月　　日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態	備考
１□		住居から（　　経由）　　まで	・ ㎞	分		円				
２□		から（　　経由）　　まで	・ ㎞	分		円				
３□		から（　　経由）　　まで	・ ㎞	分		円				
４□		から（　　経由）　　まで	・ ㎞	分		円				
５□		から（　　経由）　　まで	・ ㎞	分		円				
記入上の注意				総通勤距離	・ ㎞		総所要時間	分		

１　「届出の理由」欄中「３　通勤経路、方法又は駐車場等の変更等」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「４　運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更」には勤務態様の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。

２　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、○○線等の別を記入する。

３　「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○か月）、○枚綴回数券、優待乗車券等の別）を記入する。

４　「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○か月）、○枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。

５　「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（○市○町○番地等）を記入する。

６　「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車の都度その料金を支払う場合等の場合は１回の利用額）を記入する。

７　「駐車場等の利用形態」欄には、１か月払い、複数月払い（○か月）、１回払い等の別を記入する。

８　往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。

９　通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

（裏面）

鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）第14条第３項又は第４項の規定の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

□１　異動等に伴い、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□２　単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□３　配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□４　介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員

□５　上記３又は４たる職員の要件を欠くに至った職員

□６　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※現公署への異動発令年月日	年　月　日	※異動等前の住居への入居年月日	年　月　日
※異動等の直前の住居		※現住所への入居年月日	年　月　日

新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区　間	距　離	所要時間	備　考
1		住居　から（　　　経由）　　まで	.　Km	分	
2		から（　　　経由）　　まで	.　Km	分	
3		から（　　　経由）　　まで	.　Km	分	
4		から（　　　経由）　　まで	.　Km	分	
5		から（　　　経由）　　まで	.　Km	分	
6		から（　　　経由）　　まで	.　Km	分	
		総通勤距離	.　Km	総所要時間	分

記入上の注意

１　※欄は□１にレ印を付した職員のみ記入すること。

２　「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、自動車、○○線等の別を記入する。

第２号様式（第４条関係）

通勤手当認定簿

氏名	職員番号	所属	事実発生年月日	年　月　日
□　回数券等を使用して利用する交通機関等がある職員等		算出式	届出年月日	年　月　日
１か月当たりの平均通勤所要回数　回			受理年月日	年　月　日

	順路	算出の基礎となる普通交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		１か月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	支給月	備考
		普通交通機関等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券				
普通交通機関等利用者	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
１か月当たりの運賃等相当額の合計額												
自動車等の額 （条例第14条第２項第２号の額）　（自動車等の使用距離　km）												

普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第10条　□第１号　□第２号　□第３号	１か月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		

（裏面）

	順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数券その他の別	特別料金等の額の算出基礎		特別料金等相当額		１か月当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の認定期間	支給月	備考
		新幹線鉄道等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券				
新幹線鉄道等利用者	1											
	2											
	3											
	4											
	１か月当たりの特別料金等相当額の合計額											

	使用する駐車場等	算出の基礎となる駐車場等		１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額	１か月当たりの平均通勤所要回数（規則第20条第１号ウの場合）	備考（回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等）		
		駐車場等の利用形態	駐車場等の料金					
駐車場等利用者	1							
	2							
	3							
	１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額							
	駐車場等に係る通勤手当の額（上限5,000円）				駐車場等の認定期間		決定事項（手当額の決定）	規則第20条　□第１号ア　□第１号イ　□第１号ウ（１か月当たりの平均通勤所要回数　　回）　□第２号

１か月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額、１か月当たりの特別料金等相当額の合計額及び駐車場等に係る通勤手当の額の合計額が150,000円を超えるとき	150,000円×［　　　　か月］＝　　　　円	

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	任命権者の確認・決定欄	備考
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年　月　日 氏名	

決定事項			返納事由 規則第23条第１項	返納事由発生年月	返納対象普通交通機関等及び新幹線鉄道等	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備考
	条例第14条第１項　該当・非該当 □該当（□規則第５条） □非該当 理由（　　　　　　　　　　）	1	□第１号　□第３号 □第２号　□第４号					
	手当額の決定 法第14条第２項　□第１号□第２号□第３号 □規則第９条（通勤所要回数　　回） □規則第10条　□第１号□第２号□第３号 法第14条　□第３項□第４項（規則第17条第１項第３号） （規則第17条第１項第４号） □第５項	2	□第１号　□第３号 □第２号　□第４号					
		3	□第１号　□第３号 □第２号　□第４号					
		１か月当たりの運賃等相当額等及び１か月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第23条第２項第２号の月数と市長の定める額（算出基礎）			月	（算出基礎）	円	

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　令和８年４月１日から同年５月31日までの間は、改正後の鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則第３条第１項第２号に規定する駐車場等の利用の開始又は駐車場等の料金の変更の届出に係る通勤手当の支給は、第22条の規定にかかわらず、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後であっても同年４月20日までに受理した場合は４月分から、同年５月１日までに受理した場合は５月分から行うものとする。

３　この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。